

北海道自転車条例

知っていますか？

北海道では、自転車利用者・歩行者の安全確保を図りながら、自転車の持つメリットを生かし、環境負荷の低減や災害時の交通機能の維持、さらには道民の皆さんの健康増進などを旨として「北海道自転車条例」(平成30年4月1日)が施行されました。

条例では、自転車の安全な利用のため、乗車用ヘルメットの着用や自転車損害賠償保険等への加入について規定しています。

【ヘルメットの着用】

- ◎自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ◎事業者の方は従業員等へのヘルメット着用を推奨しましょう。



自転車利用者の
努力義務です!

【自転車損害賠償 保険等への加入】

- ◎万が一の事故に備え自転車損害賠償保険等へに加入しましょう。
- ◎自転車貸付業者等は、自転車へ保険等への加入が義務化されています。

もし自転車事故の
加害者になってしまったら
1億円が必要に!?



夜間、小学生男児が帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は意識が戻らない状態。

損害賠償額 **9,521万円**

自転車損害賠償保険への加入は

インターネット・コンビニエンスストアでも簡単に手続きできます。また、自動車保険等の特約にもあります。



詳しくは
北海道庁HPへ



自転車安全 利用五則



① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

傘さし運転



道路交通法 第71条第6号
施行細則 第12条第5号
罰則 5万円以下の罰金

飲酒運転



道路交通法 第65条第1項
罰則 (酒酔い運転) 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

二人乗り



道路交通法 第57条第2項
施行細則 第10条第1項第1号
罰則 2万円以下の罰金又は料料

並進



道路交通法 第19条
罰則 2万円以下の罰金又は料料

無灯火



道路交通法 第52条第1項
施行細則 第9条の2第1項第1号
罰則 5万円以下の罰金

携帯電話



道路交通法 第71条第6号
施行細則 第12条第6号
罰則 5万円以下の罰金

⑤ 子どもはヘルメット着用



※子どもに限らず、自転車を利用するすべての人はヘルメットを着用するように努めましょう。(北海道自転車条例)

歩行者の通行妨害



道路交通法 第63条の4第2項
罰則 2万円以下の罰金又は料料

しゃ断踏切立入り



道路交通法 第33条第2項
罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

ヘッドホン(大音量)



※音量に関わらず、安全運転の義務に違反する可能性があります

道路交通法 第71条第6号
施行細則 第12条第7号
罰則 5万円以下の罰金

※施行細則～道路交通法施行細則

お問い合わせ

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
TEL:011-204-5219

詳しくは、北海道のHPを!

北海道自転車条例 自転車損害賠償保険

検索



環境に 観光に 健康に



もっと、自転車北海道。